

さくら市の環境

(さくら市環境基本計画実績報告書)



平成31年3月
さくら市

はじめに

さくら市は、栃木県の中心部よりやや北東に位置し、東京から直線距離で約 120 km圏内に属しています。また、東北自動車道、国道4号線、国道293号線及びJR東北線が通り、京浜地区と東北地方を結ぶ主要な交通ネットワーク上にあります。

市内には、山岳地を水源とした鬼怒川、荒川、内川などが貫流し、豊富な水源を利用した水田の広がりや緑豊かな丘陵地が連なり、日光連山、高原山及び那須連峰を背景に里地里山の美しい景観の融合が見られます。

この先人達が残してくれた豊かな自然環境を子や孫の世代に引き継いでいくのが現在を生きる私たちの責務であります。

本書は、平成25年3月に改訂した「さくら市環境基本計画」に示される目指すべき環境像である「緑豊かで秩序あるまちー自然と共生した環境のまちー」を実現するために、さくら市が実施した取り組み及び目標値の進捗状況をとりまとめたものです。

さくら市では、本書によって「さくら市環境基本計画」の運用状況を点検評価することで各環境施策の確実な実施を図り、「緑豊かで秩序あるまちー自然と共生した環境のまちー」の実現を目指してまいります。



目 次

1. 自然環境の保全	1
1-1 人と自然が共生する豊かな自然環境のまちづくり	1
1-2 自然環境に配慮した農業が営まれるまちづくり	6
1-3 人が輝き、文化のいきづくまちづくり	10
2. 生活環境の保全	12
2-1 ごみのない美しいまちづくり	12
2-2 資源が循環するまちづくり	14
2-3 空気がおいしいまちづくり	19
2-4 水の安全が確保されているまちづくり	22
2-5 健康で安全にくらせるまちづくり	26
3. 地球環境の保全	33
3-1 地球温暖化防止をすすめるまちづくり	33
4. 環境教育の推進	37
4-1 環境の大切さを学習し、市民・事業者・市が協働しているまちづくり	37

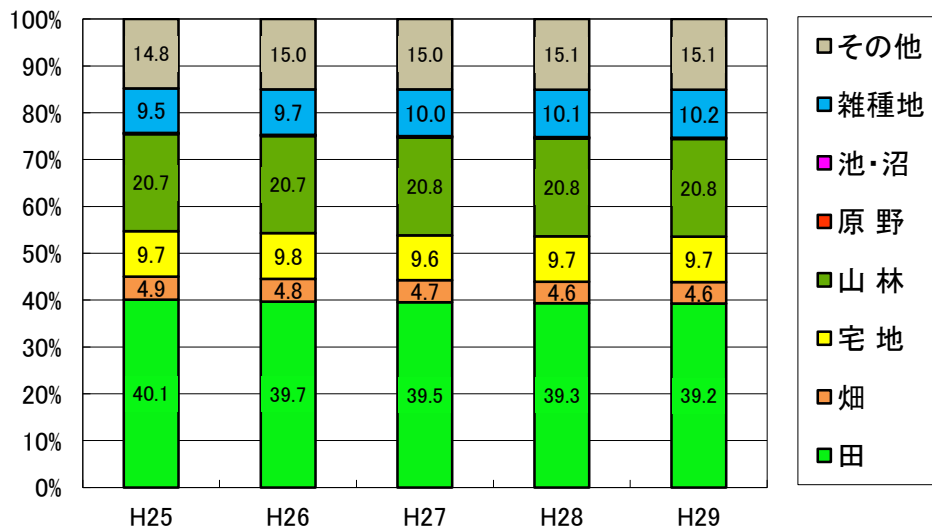
1. 自然環境の保全

1-1 人と自然が共生する豊かな自然環境のまちづくり

本市における地目別土地利用状況を下図に示します。本市は、肥沃な大地を利用した農業が盛んであり、「田」が市域全体の約40%と広い面積を占めています。次いで「山林」、「雑種地」、「宅地」及び「畑」と続いています。

近年、宅地や商業施設としての土地開発に伴い、田畑が減少していますが、本市では、地域の生物多様性の保全や自然とのふれあいの場の保全と活用のため、自然観察会や河川の美化活動などを実施しています。

【地目別土地利用状況】



※出典： さくら市

①地域の生物多様性の保全

(環境基本計画19ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
広葉樹林面積	農政課	ha	864	794	788	794	△
野生生物の保護対策実施回数	環境課	回	11	12	12	増加	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー)

平成29年度は、里地・里山*保全活動の支援、森林ボランティアの育成及び森林に対する普及啓発活動などを行うとともに、移入種*の抑制に対する普及啓発を行い、地域の生物多様性の保全に努めてまいりました。

その結果、「広葉樹林面積」は、基準年より減少しているものの、目標値はほぼ維持しています。また、「野生生物の保護対策実施回数」も基準年より多い年間実施回数で推移しています。

具体的な施策

○森林に対する普及啓発活動（農政課）

本市では、森林の持つ自然とのふれあい機能向上のため、木の良さ普及啓発活動を行っています。

平成29年度の「ゆめ！さくら博」では、さくら市林業振興会によるPR及び啓発活動を支援するとともに、県産材を使った木工教室（木箱づくり）を開催し、22組の親子が参加しました。

○イベント等における自然環境の活用とPR（商工観光課）

平成29年度中は、市内の自然環境を活用したイベントとして、きつれ川商工桜まつり、ゆうゆうパーク桜まつり、きつれ川ポピーまつりを開催し、それぞれ4,500人、4,000人、3,000人の来場者がありました。

○里地・里山保全活動の支援、森林ボランティアの育成（農政課）

うじいえ自然に親しむ会が街路樹・公園の樹木にネームプレートを設置するための材料費を市が支援しています。支援には、元気な森づくり県民税を活用しています。平成29年度は、ネームプレートを60枚製作し、同会が設置しました。

その他、里山整備山根会、さくら守り主体のボランティア団体及びさくら市林業振興会の活動も支援しています。



【ネームプレートの設置】

○自然環境の調査と保全対策（環境課、生涯学習課）

自然環境の調査と保全対策を進めてきた結果、平成 25 年 10 月 4 日に鬼怒川中流域が栃木県自然環境保全地域に指定されました。

これを受け、区域の指定を広報紙へ掲載するとともに、指定記念のポストカードを製作し、さくら市ミュージアム - 荒井寛方記念館 - にて販売しています。



【指定記念のポストカード】



【シモツケコウホネ】

○移入種*の抑制に対する普及啓発（環境課）

鬼怒川れき河原の環境に直接的な影響を与えているシナダレスズメガヤやオオキンケイギクなどの抜き取り作業には、さまざまな市民団体が関わっています。うじいえ自然に親しむ会では、地元小学校の体験学習において移入種の抑制に対する普及啓発に取り組んでいます。

本市では、オオキンケイギクの問題や、駆除の必要性について開花時期前に広報やホームページ等を活用して周知しています。

平成 29 年 7 月 8 日、うじいえ自然に親しむ会、国土交通省職員、本市職員等が、鬼怒川河川公園内において繁茂しているシナダレスズメガヤの抜き取り作業を実施しました。



【抜き取り作業】

*里地・里山

ここでの里地・里山は、人里離れた国立公園等の奥山ではなく、集落の身近にある人の管理・活用により生かされる身近な場所、例えば、田んぼ、鎮守の森、雑木林、丘陵地、水路、あぜ道、ため池及び河川などをイメージしています。地域の住民と身近な里地・里山が密接に関わり、活用されることで、野生生物の生息環境の確保や循環型社会の構築を図ることができると考えられます。

*移入種

移入種に似た言葉として外来種があります。外来種は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律[※]」において「もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって外国から入ってきた生物のこと」と定義しており、外来種は外国から入ってきたものとのイメージが強いが、移入種は外国から入ってきた生物に限定せず、もともとその地域に生息する種（在来種）以外の種と定義しています。

※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

生態系等に被害を及ぼし、または及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物に指定し、飼養・輸入等の規制、防除等を促進することについて定めた法律です。生態系等に被害を及ぼすおそれがあるかどうか未判定の外来生物を未判定外来生物に指定し、一定期間輸入の制限を行うことも定められています。

②自然とのふれあいの場の保全と活用

(環境基本計画 21 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
都市公園面積	都市整備課	ha	59.4	59.8	61.6	63.7※	△
多自然型水辺づくり	都市整備課	—	—	設置協議 実施中	設置準備 作業	設置	—

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

※都市公園面積は、第1次振興計画後期基本計画の目標値を準用

「都市公園面積」については、目標値は平成 27 年度までの第1次振興計画後期基本計画の目標値としており、中間年と比較すると増加しておりますが目標は達成できていない状況となります。なお、「多自然型水辺づくり」については、宇都宮市との協議が終了し、設置のための準備作業（樹木伐採）及び財源となる交付金の模索を進めています。

具体的な施策

○自然環境を活用した体験型環境学習の推進（生涯学習課）

本市では、うじいえ自然に親しむ会と共催で、シルビアシジミ観察会、夏休みの昆虫採集と標本作り、セミの羽化観察会など自然環境を活用した体験型環境学習を開催しています。

○河川の美化活動（環境課、建設課）

毎年、下館河川事務所が主催する「鬼怒・小貝川クリーン大作戦」に参加し、さくら市鬼怒川運動公園及び鬼怒川河川敷の可燃・不燃ごみを回収しています。

また、さくら市河川愛護会において市内を流れる草川、五行川、荒川、内川、江川及び岩川などの清掃を行っています。



【河川清掃（草川）】

【河川清掃（五行川）】

1-2 自然環境に配慮した農業が営まれるまちづくり

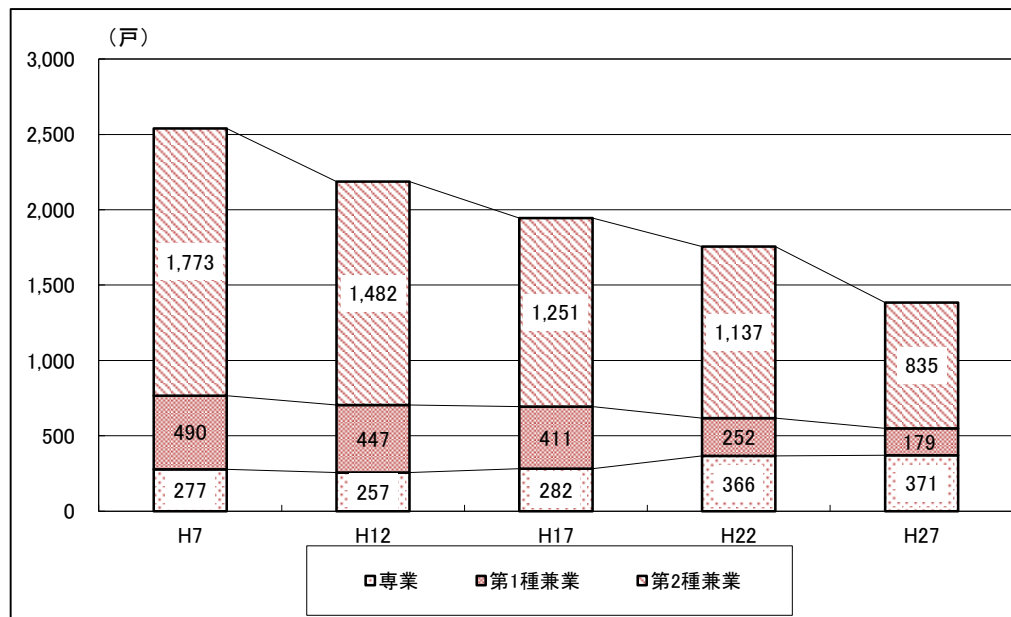
本市における専業・兼業別農家数の推移を下図に示します。本市の農家数は、減少傾向が続いています。

このような状況により、本市の肥沃な大地を活用した有機農法による商品価値の向上や生産効率の向上及び地産地消など、農業の活性化による農家数の増加を図ることが望めます。

なお、環境に配慮した農業による農地は、生態系の維持のため重要な役割を担うことから、本市では、農地の有効利用を推進し、地産地消や環境に配慮したほ場整備、学校給食での地元農産物の利用促進などを実施しています。



【専業・兼業別農家数の推移】



※ 第1種兼業・・・農業所得を主とする

第2種兼業・・・農業所得を従とする

出典：農林業センサス

①農地の有効活用

(環境基本計画 24 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
耕作放棄地面積	農政課	ha	82.5	18.9 (参考値)	20 (参考値)	46※	—

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

※耕作放棄地面積は、第1次振興計画後期基本計画の目標値を準用

本市では、市民が農業に親しむ機会を増やすため、小学校における農業体験の推進や市民農園の支援活動などを実施しています。

「耕作放棄地面積」の調査については、平成18年は、農業経営基盤強化促進法に基づき農政課・農業委員会で全体調査した面積、平成23年は、農林水産省の耕作放棄地調査に基づき調査した面積、平成26年は、農地法の改正に基づき、農業委員会により調査した面積とそれぞれの年度で調査方法が異なることから、比較不能としています。

なお、農業従事者の高齢化や減少により、耕作放棄地は県内各地で増加傾向にあるため、本市では、「耕作放棄地再生利用緊急対策事業」(国庫補助)、「遊休農地解消支援事業」(県単独)を導入するとともに、平成30年度からは「遊休農地解消事業」(市単独)を創設することとし、耕作放棄地の解消及び利活用を図っています。

また、平成26年度より、耕作放棄地を利用してバイオマス資源作物の栽培が行われ、これまで約5.9haの農地が再生されました。



【バイオマス資源作物(エリアンサス)】

具体的な施策

○小学校における農業体験学習の推進(学校教育課)

小学校における農業体験学習の推進として、1~2年生は「生活科」、3~6年生は「総合的な学習」の時間を活用し、学校農園において、「さつまいも」、「じゃがいも」、「大豆」及び「かぼちゃ」などの野菜の栽培に児童が参加しました。また、一部の小学校では水稻の栽培なども行っています。

○市民農園支援（商工観光課）

本市では、氏家商工会が行っている「市民農園事業」を支援しています。
平成 29 年度は、30 区画（1 区画 36m²）を市民に貸し出しています。



【さくら市民農園】

②農業の安全安心・地産地消の推進

（環境基本計画 25 ページ）

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
地場農産物の学校給食 利用	農政課 学校教育課	品目	一部品目 の利用	20	27	利用品 目・利用 量の増加	○

（目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー）

本市では、農業生産物の地産地消の推進の一環として、「地場農産物の学校給食利用」を進めています。平成 18 年度は、一部品目の利用であったものが、平成 29 年度は 27 品目と大きく増加しております。

今後も引き続き、さくら市産の安全・安心な農産物を学校給食に取り入れ、地産地消・食育の推進に取り組んでいきます。

具体的な施策

○環境にやさしい持続性の高い農業の推進（農政課）

環境にやさしい持続性の高い農業を行うエコファーマー*について、平成 29 年度までの認定数は、163 人が認定されています。

なお、同年度における南那須地区の総認定数は、約 570 人であることから、本市では、環境にやさしい持続性の高い農業に取り組んでいる農家が多いと言えます。

○学校給食での地元農産物の利用促進（農政課）

学校給食では、「緑豆もやし」、「ねぎ」、「だいこん」、「にら」など、27 種類 14,841kg の地元農産物が利用されています。

*エコファーマー

平成 11 年 7 月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」第 4 条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者（認定農業者）の愛称名です。

エコファーマーになると、認定を受けた導入計画に基づき持続性の高い農産方式を導入する場合に農業改良資金（環境保全型農業導入資金）の特例措置が受けられます。

1-3 人が輝き、文化のいきづくまちづくり

本市では、市独自の歴史が創出した貴重な文化遺産と、美しい自然が融合した魅力的な景観保全のため、「桜つつみ整備事業」や農村景観の確保と地域文化の継承などを進めています。

①景観の保全

(環境基本計画 27 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
景観条例・ガイドライン等の策定	都市整備課	—	—	協議検討中	策定	策定	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

本市では、良好な景観の保全と創出を図り、次世代へ引き継ぐとともに、景観法に基づく諸制度を活かした景観施策(メガソーラーなど景観に大きな影響を与える建物等による周囲の景観への配慮等)を行うため、平成 26 年度から景観行政団体に移行しました。

これにより、平成 29 年度からの運用開始に向け、平成 28 年度に「さくら市景観計画」を策定しました。

さらに、平成 30 年度からの運用開始に向け「さくら市景観条例」を策定しました。

具体的な施策

○桜の郷づくりの推進(総合政策課)

桜の郷づくりの一環として、市内の桜を保護する桜守活動を実施しています。平成 29 年度は、桜の保護活動を行う市民による「桜守ネットワーク」を立ち上げ、桜を学ぶ講座を開催したほか、鬼怒川、荒川の桜堤への施肥作業を行いました。

○環境に配慮した地区計画の指定(都市整備課)

本市では、自然環境と調和のとれた良好な町並みを形成し、地域の特色あるまちづくりを進めるため、地区計画を指定しています。平成 26 年度までに指定された地区は、東原地区とフィオーレ喜連川地区の 2 地区となっております。なお、環境への配慮の例としては、フィオーレ喜連川地区計画において敷地境界にかき又はさくを設置する場合、門柱及び門扉を除いて生垣としなければならない制限を設けています。



【フィオーレ喜連川地区】

②歴史・文化の保存

(環境基本計画 28 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
市指定文化財指定件数	生涯学習課	件	207	215	213	220※	△

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー)

※市指定文化財指定件数は、第1次振興計画後期基本計画の目標値を準用

歴史・文化の保存のために、豊かな田園風景の維持や文化遺産の保全活動に取り組んでいます。

平成 29 年度は、指定文化財修理のため補助事業を実施いたしました。本市で所有している史跡では草刈りや樹木の伐採等を定期的に行い、環境整備に努めました。

また、瀧澤家住宅で文化事業を行うなど、貴重な文化財の保護や周知活動を行いました。

具体的な施策

○文化遺産の防火訓練（生涯学習課、総務課）

貴重な文化遺産を守り、受け継ぐために、毎年1月26日の文化財防火デー前後に、指定文化財の建造物を消防署員による査察や指導を受けています。



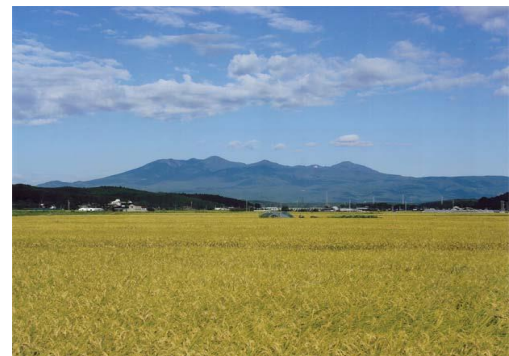
【消防署員による査察】

○農村景観の確保と地域文化の継承（農政課）

美しく豊かな”とちぎ”の田園風景を百年度の後世に継承することなどを主な目的とした「とちぎのふるさと田園風景百選」に、本市の大中地区と上河戸地区が選定されています。



【大中地区】



【上河戸地区】

2. 生活環境の保全

2-1 ごみのない美しいまちづくり

本市は、丘陵地、河川及び水田など、豊かな自然が多く、美しい景観を形成している一方で、山林や河原に粗大ごみが放置されているなどの課題を抱えています。

本市では、環境美化の推進や不法投棄の抑制のため、市内一斉清掃などの推進や廃棄物監視員による監視パトロールなどを実施しています。

①環境美化の推進

(環境基本計画 30 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
美化活動参加者数	環境課	人 (延べ)	12,000	11,700	12,170	15,000	△

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー)

市内一斉清掃のほか、道路、河川及び学校周辺の環境美化活動の推進を行っています。

具体的な施策

○道路・河川清掃、草刈、花植等による環境美化（建設課）

平成 29 年度は、フラワーボランティア 3 団体（桜ヶ丘自治会、フラワーボランティアほほえみ、穂積クラブ）、延べ 162 人が活動を支援し、除草、植え付け（芝桜、コスモス、ケイトウ、パンジー等）及び施肥に取り組みました。

○学校周辺の清掃等環境美化活動の実施（学校教育課）

学校周辺の美化活動として、親子奉仕活動を行ったほか、喜連川小学校、喜連川中学校では、さくら市きつれがわサマーフェスティバル開催時期に、さくら市荒川水辺公園のごみ拾いに取り組んでいます。

○市内一斉清掃等の推進（環境課）

平成 29 年 5 月 28 日と平成 30 年 2 月 11 日に、さくら市保健委員会による市内一斉清掃を実施しました。

また、平成 29 年 10 月 15 日には、さくら市河川愛護会による草川・五行川の清掃を実施しました。



【一斉清掃】

②不法投棄の抑止

(環境基本計画 31 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
不法投棄件数	環境課	件	26	52	84	0	×

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー)

不法投棄の抑制に対する取り組みは、廃棄物監視員による徹底した監視パトロールの実施及び広報等により啓発を行い不法投棄監視の強化を図っています。

監視を強化することにより、結果として不法投棄物の発見が多くなり目標は未達成となりますが、回収件数は増えています。

具体的な施策

○荒地や廃屋などの改善指導（環境課、都市整備課）

荒地や廃屋などの改善指導については、雑草が繁茂するなど、管理が不十分な空き地の所有者に対し、「さくら市環境美化条例」に基づいて指導を行っています。

また、空地の調査と併せて空き家の現状も調査し、収集したデータを警察と消防に提供し、情報共有を図っています。



【管理不徹底な土地】

○不法投棄監視制度の強化（環境課）

不法投棄を予防するため、廃棄物監視員による監視パトロールのほか、不法投棄警告看板の貸出を行っています。不法投棄は山林等の人通りの少ない場所に多く、投棄物が放置されると新たにごみを投棄されるおそれがあることから、投棄物の早期発見、回収に努めています。なお、平成 29 年度は、84 件の不法投棄を発見するとともに、31 枚の不法投棄警告看板の貸出しを行いました。

また、不法投棄監視車両のほか、環境課管理のパッカー車などには、ドライブレコーダーを搭載し、不法投棄などの現場を確認した際の証拠保全に活用しています。



【投棄された生活ごみ】



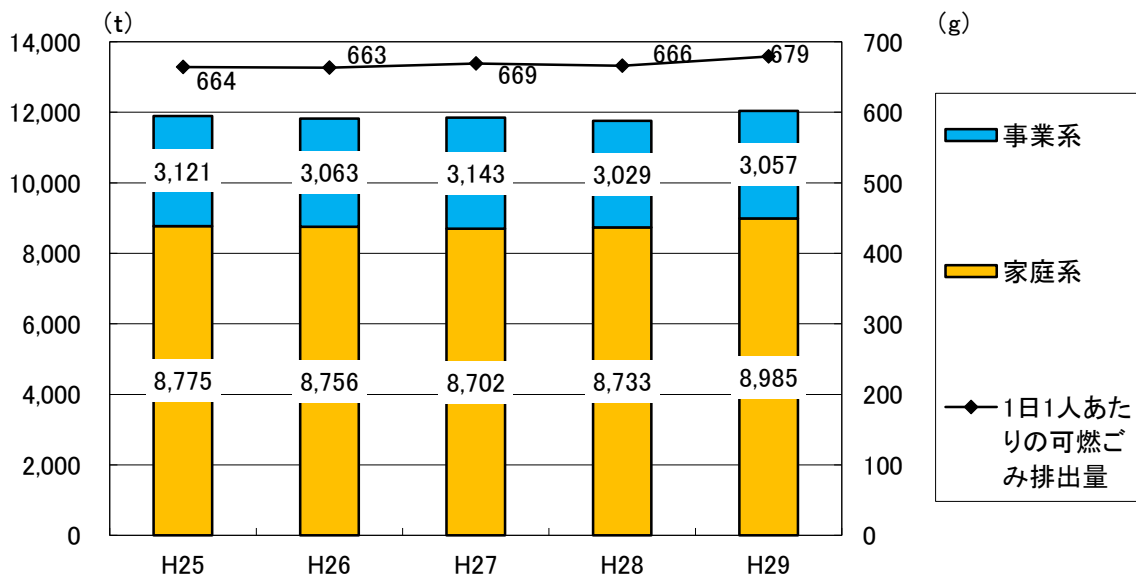
【不法投棄監視車両】

2-2 資源が循環するまちづくり

本市における事業系ごみ、家庭系ごみの排出量はおおむね横ばいとなっています。また、1日1人あたりの可燃ごみ排出量についてもおおむね横ばいとなっています。資源物回収量は、新聞、雑誌、ビン類が減少傾向にあり、それ以外は、おおむね横ばいとなっています。

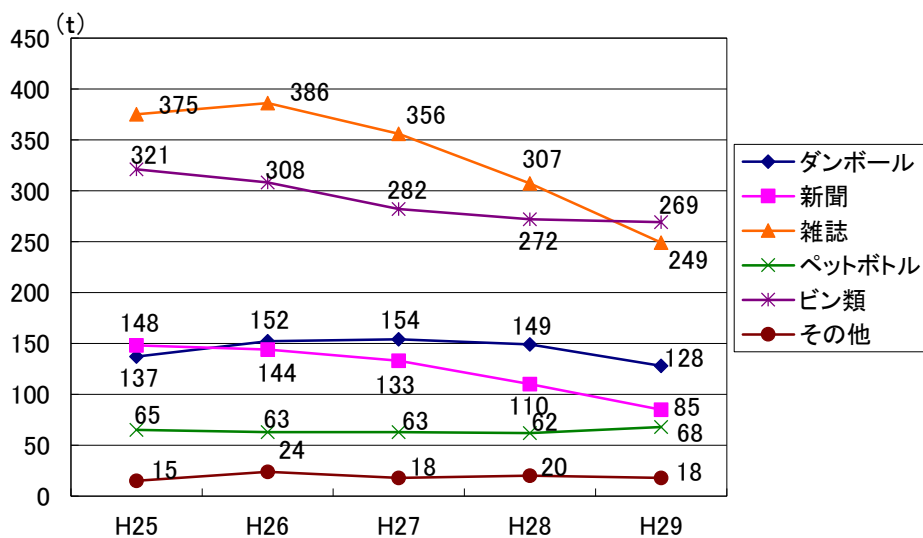
本市では、平成25年10月1日から、レアメタル(地球上に少量しか存在していない貴重な金属)を含む使用済み小型家電の回収をしております。

【家庭系ごみ及び事業系ごみの推移と1日1人あたりの可燃ごみ排出量の推移】



出典：さくら市

【資源物回収量の推移】



※「その他」とは、有価ビン、牛乳パック、プラスチック容器、キャップ、トレイを示す。

出典：さくら市

①一般廃棄物*の減量と適正処理

(環境基本計画 33 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成状況
ごみの処理量	環境課	トン	11,581	11,828	12,042	10,875	×
1日1人当たりの可燃ごみの排出量	環境課	グラム	656	654	679	604	×

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー)

本市では、一般廃棄物の減量と適正処理を図るため、分別についての周知のほか、「小型家電のリサイクル」や「生ごみ処理機器設置事業補助金制度」などを進めています。

本市の「ごみの処理量」及び「1日1人当たりの可燃ごみの排出量」は、平成23年と比較して増加しています。今後、更なる分別の徹底など、ごみの減量化に取り組んでまいります。

具体的な施策

○分別等適正処理徹底のための啓発（環境課）

小型家電リサイクル法*に基づき、平成25年10月から小型家電（パソコン、携帯電話、ビデオ、ファックス、ラジカセ、電卓など）のリサイクルを開始しました。これにより、従来不燃物として回収、埋立など処分していたものをリサイクルに回すことができ、廃棄物の減量化が期待されます。

現在、「さくら市役所第2庁舎」、「喜連川支所」及び「道の駅きつねがわ」において回収をしています。その他、平成28年3月には、ごみの出し方について詳細に記された「ごみ分別の手引き」を17,000冊製作し、各戸配布しました。



【使用済み小型家電回収ボックス】



【ごみ分別の手引き】

○生ごみ処理機器設置事業補助金制度の普及（環境課）

生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図る「生ごみ処理機器設置事業補助金制度」の平成29年度実績は49件となり、その金額は、254,300円となりました。

同補助金制度については、市で発行する広報紙やホームページにも掲載し、今後、更なる普及に努めてまいります。



*一般廃棄物

廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいいます。一般家庭から排出される家庭ごみ（生活系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（オフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれます。

*小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

使用済小型電子機器等に含まれているアルミ、貴金属等を再資源化し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を図ることを主な目的とし、平成25年4月1日に施行されました。市町村は、①分別して収集、②認定業者への引渡しのみずれかを選択することとなっています。なお、本市では、法で定める96品目のうち、94品目を回収しています。

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
資源物回収率	環境課	%	13.1	11.3	8.4	30.0	×
グリーン購入*基準策定	環境課	—	—	—	未策定	策定	×

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

平成 29 年度は、「リサイクル推進協力店制度」や「不要日用品等再利用*情報登録・紹介制度」の運用を行い、5R を推進してまいりました。

しかしながら、「資源物回収率」は、減少傾向にあり、目標を達成していない状況にあります。これには、民間の資源物回収業者などによる回収も一つの要因として考えております。今後とも資源物回収の周知に努めてまいります。

環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入基準の策定」は達成できませんでしたが、「さくら市地球温暖化対策実行計画」に明記する等、庁内一丸となって組織的に取り組んでおります。

具体的な施策

○不要日用品等再利用*情報登録・紹介制度（環境課）

本市では、家庭において不要となっている日用品などについて、「ゆずりたい人」と「ゆずって欲しい人」の情報をホームページに掲載し、ごみの減量化とリサイクル意識の向上を図っています。

平成 29 年度は、「ゆずりたい人」17 件、「ゆずって欲しい人」2 件を掲載しました。

○廃棄図書の有効利用（生涯学習課）

図書館で廃棄扱いとなる雑誌・図書については、「ゆめ！さくら博」にあわせ、リサイクル市に出し、有効利用を促進しています。その他の期間においても、図書館にコーナーを設け、廃棄処分となる図書の有効利用を図っています。

○フリーマーケットの開催支援（商工観光課）

平成 29 年度は、喜連川商工会が行っている「きつれ川スリーバードマーケット」の開催を支援しました。「喜連川商店街区」などを会場とし、年 3 回開催しました。出店コマ数は、延べ 21 ブースとなっています。



【きつれ川スリーバードマーケット】

*5R

ごみの量を減らすための取り組みで、①不用品を辞退（リフューズ：Refuse）すること、②ごみを発生抑制（リデュース：Reduce）すること、③不要になったものを再利用（リユース・Reuse）すること、④修理・修繕して使用（リペアー：Repair）すること、⑤再利用できないものは、再資源化（リサイクル・Recycle）することの5つの頭文字を示します。

①から⑤への優先順位で取り組むことが重要です。

*グリーン購入

環境を考えて製品やサービスを選ぶことで、購入段階で「購入の必要性を考える」、「購入品における資源やエネルギーの消費が少ない」、「長期間の使用ができる」、「再使用が可能」及び「リサイクルが可能」などに配慮し、購入することをいいます。

*再利用・再使用

いったん使用された製品や部品、容器などを再使用することをいいます。具体的には、(1) あるユーザーから回収された使用済み機器などをそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2) 製品を提供するための容器などを繰り返し使用する「リターナブル」、(3) ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

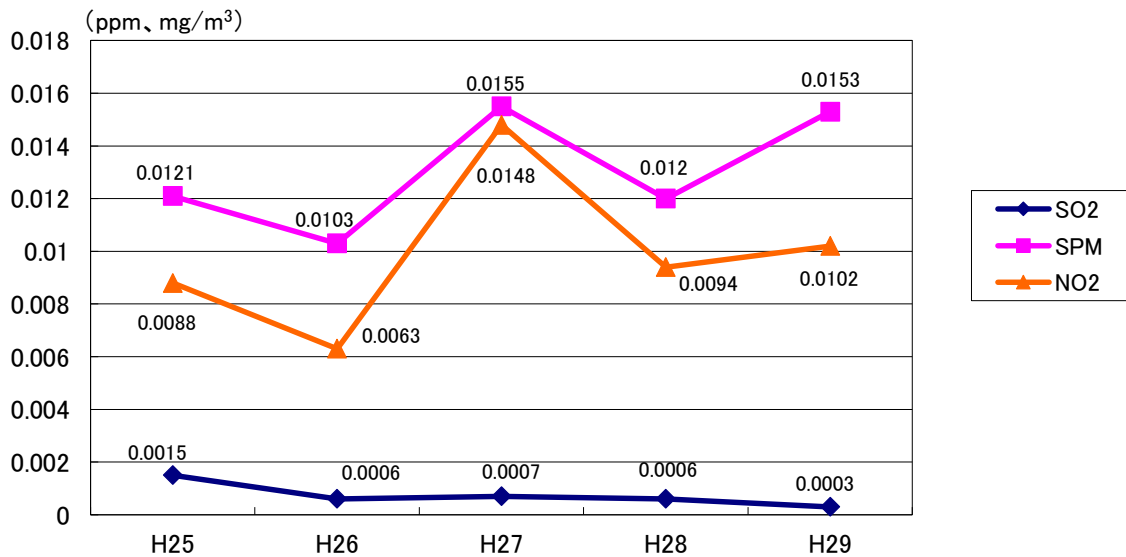
2-3 空気がおいしいまちづくり

本市は、国道4号線と国道293号線が通り、交通の要衝としての役割を果たしているため、市民所有の自動車によるものだけでなく、大型トラックなど事業活動に伴う排気ガスの発生も多い状況となっています。

しかし、本市が年1回独自に実施している大気質調査の結果は、各年の変動はありますが、すべて基準値を下回っています。(環境基準：SO₂*⇒0.04ppm、SPM*⇒0.1mg/m³、NO₂*⇒0.06ppm)

本市では、大気汚染の防止や悪臭防止のため、工場・事業場等への立ち入り検査や指導、不適切焼却行為の監視などを実施しています。

【大気質調査結果の推移】



出典：さくら市

①大気汚染の防止

(環境基本計画 37 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
大気環境基準	環境課	—	基準達成	基準達成	基準達成	達成維持	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

本市では、大気汚染の防止を図るため、公共施設駐車場へのアイドリングストップ看板掲示などを行うとともに、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化窒素及び一酸化炭素の測定を継続して行っています。測定の結果は、継続して環境基準を達成しています。

なお、平成 25 年度から、PM2.5*の測定も行っており、こちらも環境基準を達成しています。本市が測定している項目の「大気環境基準」は、以下のとおりです。

二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg / m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg / m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg / m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg / m ³ 以下であること。

具体的な施策

○大気環境調査の実施（環境課）

平成 30 年 2 月 20 日から 3 日間、さくら市氏家図書館正面広場において二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化窒素、一酸化炭素及びPM2.5 の測定を行いました。測定結果は、いずれも環境基準を満たす結果となりました。

○スマートドライブ*の推進（環境課）

大気汚染防止及び地球温暖化防止の意識向上を図るため、アイドリングストップの看板を作成し、公共施設駐車場に掲示しています。



【アイドリングストップの看板】

*SO₂ (二酸化硫黄)

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。

*SPM (浮遊粒子状物質)

SPM (Suspended Particulate Matter)。大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾルなど) のうち粒径が 10 μ m (マイクロメートル: μ m=100 万分の 1m) 以下のものをいいます。

*NO₂ (二酸化窒素)

ボイラーなどの固定発生源や自動車などの移動発生源のような燃焼過程や、硝酸製造等の工程から発生する窒素の酸化物である赤褐色の気体で代表的な大気汚染物質です。燃焼過程からは、ほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化されます。

*PM_{2.5} (微小粒子状物質)

大気中に浮遊している 2.5 μ m (1 μ m は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: 10 μ m 以下の粒子) よりも小さな粒子です。PM_{2.5} は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

*スマートドライブ

車の省エネのことで、車を『かしこく利用』し、『かしこく運転』することをいいます。『かしこく利用』とは、「近くへは自転車で行く」、「できるだけ相乗りをする」、「公共交通機関を利用する」、「計画的なドライブをする」などであり、『かしこく運転』するとは、「アイドリングストップ」、「ふんわりアクセル」、「低速走行」、「早めのアクセルオフ」などのことをいいます。

②悪臭の防止

(環境基本計画 38 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
悪臭苦情件数	環境課 農政課	件	46	73	11	減少	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー)

本市では、悪臭防止のため市内の畜産農家などに対して、堆肥散布に関する管理のお願いや、工場・事業所に対する対応を行っています。また、不適切な焼却行為などによる悪臭の発生を防止するため、廃棄物監視員による巡回や警察との連携を図っています。これらの指導や広報紙などによる啓発の結果、「悪臭苦情件数」は、基準年より大幅に減少しています。

具体的な施策

○悪臭苦情に対する適切な対応（環境課、農政課）

例年 10 月ごろになると堆肥散布に伴う悪臭苦情があります。そのため、市内の畜産農家など約 60 軒に対して、「完熟堆肥を使用すること」、「堆肥をまいた際にはその日のうちに田を耕すこと」など堆肥散布に関する管理の徹底を文書にて依頼しています。これにより、堆肥散布に伴う悪臭の低減を図っています。

また、工場・事業所から発生する悪臭については個別に対応しています。

○不適切焼却行為の監視（環境課）

廃棄物監視員による監視パトロールを行うとともに、市民からの苦情を受け、焼却現場を確認した結果、悪質なものについては、警察と連携して対処することとしています。

また、不法投棄監視車両のほか、環境課管理のパッカー車などには、ドライブレコーダーを搭載し、不適切焼却行為などの現場を確認した際の証拠保全に活用しています。



【不法投棄監視車両】



【パッカー車】

2-4 水の安全が確保されているまちづくり

本市の主要な河川の調査結果（夏期）は、基準値未満で推移しています。しかし、冬季や雨の少ない場合など流入する水量が少ない場合、基準値を超過することもあります。

生活排水の不適切処理や未処理排水が河川に流入することによる水・土の汚染が懸念されることから、本市では、「浄化槽設置整備事業」や上水道普及率向上の取り組みを進めています。

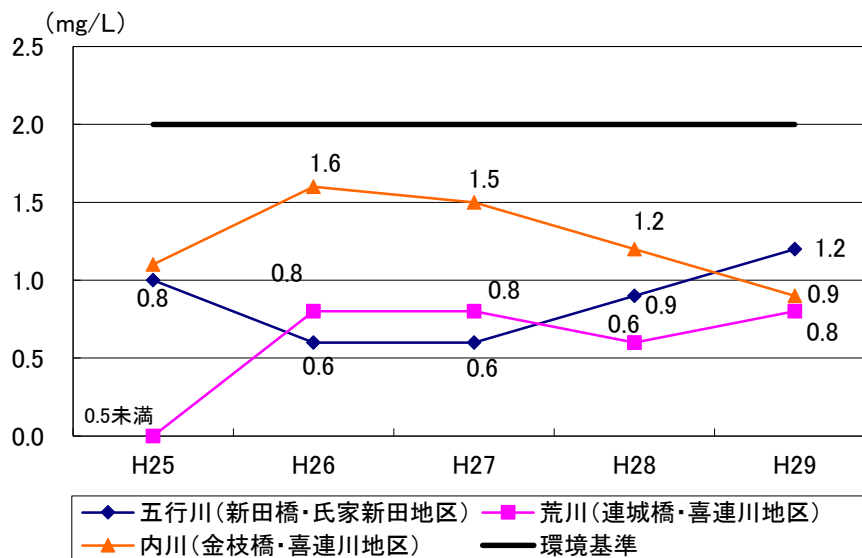


【鬼怒川】



【荒川】

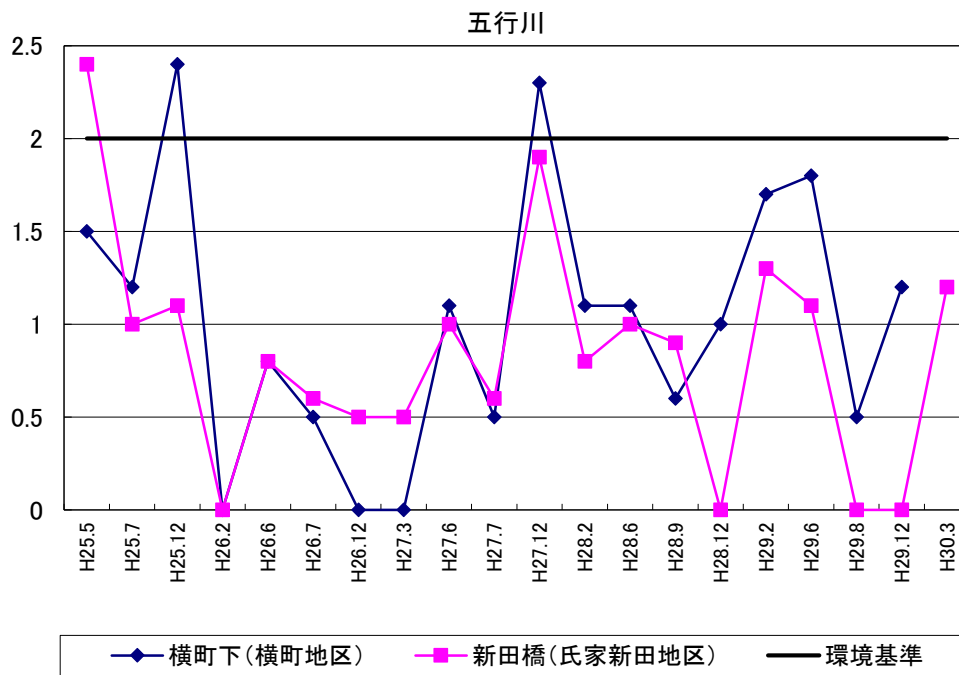
【水質調査結果 (BOD*) の推移】



※グラフは夏期調査結果を記載

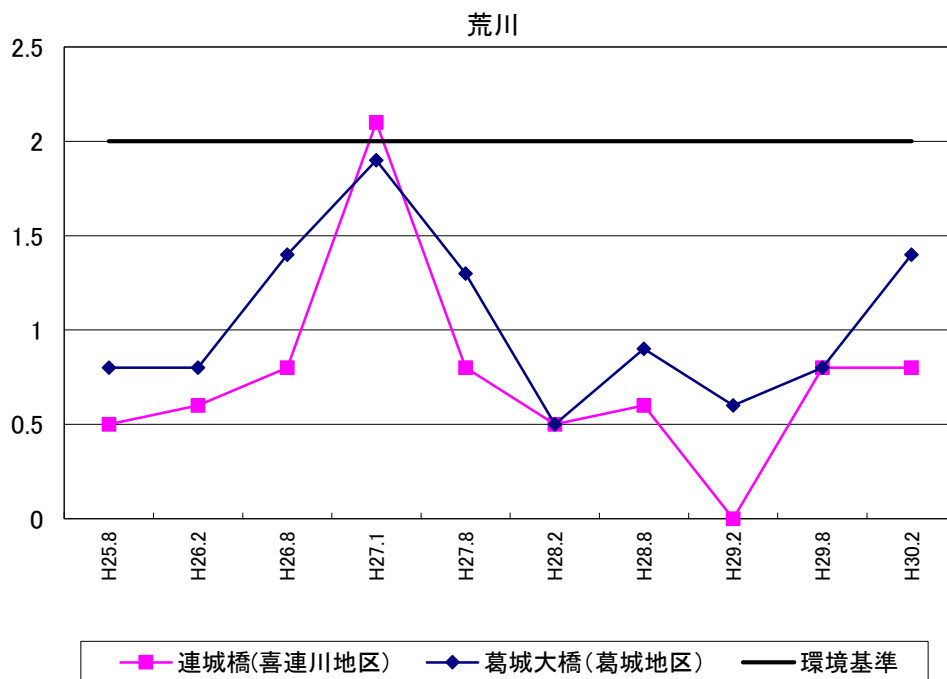
出典：さくら市

【水質調査結果(BOD*)の推移 (五行川)】



出典：さくら市

【水質調査結果(BOD*)の推移 (荒川)】



出典：さくら市

①水・土の汚染防止

(環境基本計画 41 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
生活排水処理施設普及率	下水道課	%	63.3	73.1	80.6	100 (H37)*	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能-) *目標(H37)は、さくら市公共下水道全体計画の目標値

本市では、水・土の汚染防止のため、市内各地の地下水や河川水の検査を行うとともに、下水道の整備や水洗化の促進を図っています。

検査の結果は、いずれも良好であり、「生活排水処理施設普及率」も計画的な拡張工事などにより上昇を続けています。

具体的な施策

○水洗化の普及・促進（下水道課）

本市では、水洗化の普及・促進を行っており、水洗化人口÷処理区域内人口であらわす水洗化率の推移は、平成28年度が84.8%、平成29年度が89.3%と順調に推移しています。

○公共下水道の整備（下水道課）

本市では、公共下水道の整備を行っており、整備面積 ha ÷ 全体計画 ha であらわす下水道整備率の推移は、平成28年度が64.1%、平成29年度が65.0%と順調に推移しています。

○河川及び地下水水質調査の実施（環境課）

本市では、年1回、市内5世帯の地下水を採取し、飲用水として適切か検査を実施しています。また、年2回に分けて、松島行政区内20世帯の地下水を採取し、飲用水として適切か検査を実施しています。

さらに、年2回、市内河川20地点の河川水を採取し、環境基準に適合しているか検査を実施しています。



【河川の水質検査】

*BOD（びーおーでいー）

生物化学的酸素要求量、Biochemical oxygen demand の略称です。河川の汚濁の度合いを示す指標となっています。水中の有機物等の汚濁源となる物質が、微生物により無機化されるときに消費される酸素量（mg/L）を表したものをいい、数値が大きいほど汚濁が進んでいることを示します。

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
水道普及率	水道課	%	85.7	87.4	91.1	91※	—
上水道水質基準	水道課	—	基準達成	基準達成	基準達成	達成維持	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

※水道普及率は、第1次振興計画後期基本計画の目標値を準用

安全で安心な水を供給するため、「水道普及率」の向上を図るとともに、末端給水栓及び浄水場などで定期的な水質検査を行っています。「水道普及率」については、目標値は平成27年度までの第1次振興計画後期基本計画の目標値であり、達成状況は比較不能となっていますが、平成29年度まで計画的な水道管の拡張工事などにより順調に向上を続けています。また、定期的な水質検査の結果も水質基準を満たしています。

具体的な施策

○配水設備等の適正管理（水道課）

配水池から供給される水量に対して、実際に水道料金の対象となる水量の割合である有収率を向上させるため、古くなった水道管の計画的な交換に取り組んでいます。また、漏水が発生した場合は、早急な修繕対応に取り組んでいます。有収率は、平成28年度が78.4%、平成29年度が75.6%とわずかに低下していますが、これは、水道管の新設工事などに伴う洗浄排水によることが影響しています。大規模な漏水事故件数は、少なくなっています。

○災害発生時の避難場所における水道の確保（水道課）

災害の発生時に避難場所などの給水が確保できるよう、重要な施設へ接続している古い水道管（排水管）の取り替えを行い、地震に強い耐震管に更新しています。

水道管の耐震化率は、平成28年度が11.5%、平成29年度が13.3%と向上を続けています。



【水道管の取り替え作業】



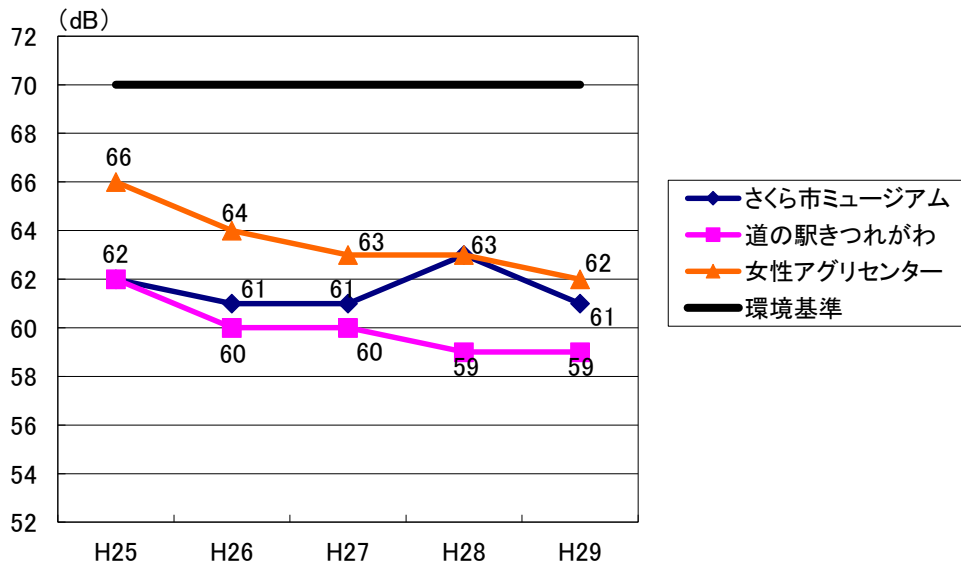
【災害用給水車】

2-5 健康で安全にくらせるまちづくり

本市が実施している道路に面する地域の騒音測定結果は、昼、夜とも環境基準を満足する値で推移しています。（幹線道路を担う道路に近接する空間の基準：昼間 70dB*、夜間 65dB）

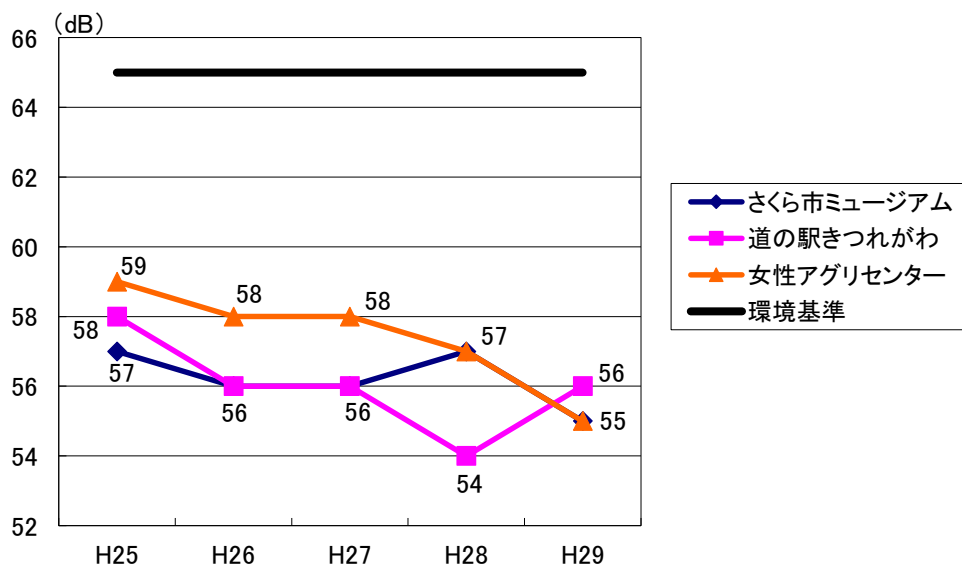
本市では、住環境の保全のため、騒音測定や公害防止協定の締結による環境保全の推進を図っています。

【騒音調査結果（昼間）の推移】



出典：さくら市

【騒音調査結果（夜間）の推移】



出典：さくら市

*dB（デシベル）

騒音レベルや振動レベルの単位です。騒音レベルや振動レベルの絶対値をそのまま使うと桁数が増えるので、対数比を利用しています。例えば音圧が2倍であれば、その差は、6dB、10倍では20dBとなります。

①住環境の保全

(環境基本計画 45 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
騒音環境基準	環境課	—	基準達成	基準達成	基準達成	達成維持	○
動物に関する苦情件数	環境課	件	30	97	31	減少	△

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

騒音の環境基準については、毎年市内の3ヶ所において測定を実施していますが、いずれも環境基準を達成しています。なお、市が調査を行っている地点の騒音の環境基準は、昼間(6:00~22:00)70dB、夜間(22:00~6:00)65dBとなっています。

動物に関する苦情件数については、ふれあいしつけ教室の開催、行政区回覧及び広報紙への掲載などの啓発活動を行った結果、平成23年よりも大幅に減少しました。

具体的な施策

○自動車交通騒音等騒音調査の実施と対策(環境課)

本市では、年1回、一般国道293号線、県道氏家宇都宮線及び主要地方道大田原氏家線の3地点において、10分間毎の環境騒音の測定を24時間連続で実施しています。なお、経年変化を見るため、調査地点は、「道の駅きつれがわ」、「さくら市ミュージアム」及び「女性アグリセンター」に固定しています。測定の結果は、いずれも良好に推移しています。

○犬・猫に対する避妊手術費助成金制度を実施(環境課)

平成26年度から犬・猫に対する避妊手術費の助成を実施しています。

○ペットの飼い方等に関する指導、徹底(環境課)

平成29年10月1日、鬼怒川河川公園「氏家ゆうゆうパーク」において、ふれあいしつけ教室を開催し、犬のしつけ教室のほか、長寿犬の表彰式、健康相談クイズ、獣医師体験、里親探し及びペット写真展などを実施しました。(塩谷郡市動物愛護連絡協議会主催)また、平成29年度は、ふん公害防止看板を52枚貸し出すとともに、適正飼養についての行政区回覧を3回、広報紙掲載を3回行いました。



【犬のしつけ教室】

②放射能汚染への対応

(環境基本計画 47 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
放射能に関する情報の提供回数	学校教育課	回	—	—	広報誌 12 HP更新 48	—	—

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

放射能に関する問題は、さくら市民が経験したことの無い事態であり、今後の動向も不透明であることから、目標値は掲げずに取り組みの方向性を指し示すものとして環境基本計画を策定しました。

その中で、市内の小中学校や私立を含む保育園・幼稚園の給食における放射性物質濃度の測定や、市内 127 箇所での放射線空間線量率*の測定など、多くの測定を実施し、それらの情報を市のホームページ上で公表してまいりました。

これからも多くの測定を継続して実施するとともに、これらの情報を積極的に公表してまいります。

具体的な施策

○上水・井戸水・下水汚泥等の放射性物質濃度の測定と公表（水道課、下水道課、環境課）

水道水5箇所（向河原、野辺山、河戸、押上、鹿子畑浄水場）、下水汚泥3箇所（氏家、喜連川、上野水処理センター）及び公共施設井戸水9箇所（松島公民館、早乙女公民館、氏家新田公民館、喜連川社会復帰促進センター、桜ふれあいの郷、清風園、箱森公民館、狭間田公民館、道の駅きつれがわ）において、放射性物質濃度の測定を行い、市のホームページに公表しています。

なお、平成 29 年度の結果は、全ての箇所で検出限界以下でした。

○空間放射線量率の測定と公表（環境課）

空間放射線量率の測定は、1 kmメッシュ空間放射線量の測定を年 4 回市内 127 箇所で実施しています。さらに、以前の調査で比較的空間放射線量の高かった箇所及びそれらに囲まれた箇所 24 ポイントも測定をしています。

市内公共施設空間放射線量定点測定は、市内の公共施設 45 施設にて毎月測定しています。市内公共施設空間放射線量詳細測定は、市内公共施設 70 施設 540 ポイントで年 2 回測定を実施しています。



【空間放射線量率の測定】

○持ち込みによる食品の放射性物質簡易検査実施（学校教育課）

持ち込みによる食品の放射性物質の簡易検査は、検査対象品目を食料品、農産物（自家消費野菜等）、田畑及び家庭菜園の土壌などとし、セシウム 134、セシウム 137 及びヨウ素 131 の測定を行っています。なお、検出限界は、放射性物質ごとに約 25Bq*/kg となっています。

○学校給食の放射性物質濃度測定と公表（学校教育課）

市内の小中学校と私立を含む保育園・幼稚園の給食について、約 1 週間分の給食を均等に計量し、トータル 1 リットルとしたものを測定し、その結果を市のホームページ上で公表しています。

分析できる放射性物質は、セシウム 134、セシウム 137 及びヨウ素 131 で、検出限界は、放射性物質ごとに約 25Bq/kg です。

*空間放射線量率

宇宙から降り注ぐ放射線や大地や大気からの放射線など、空間を飛びかっている放射線（空間放射線）の量を 1 時間あたりの量に換算した値です。

*Bq（ベクレル）

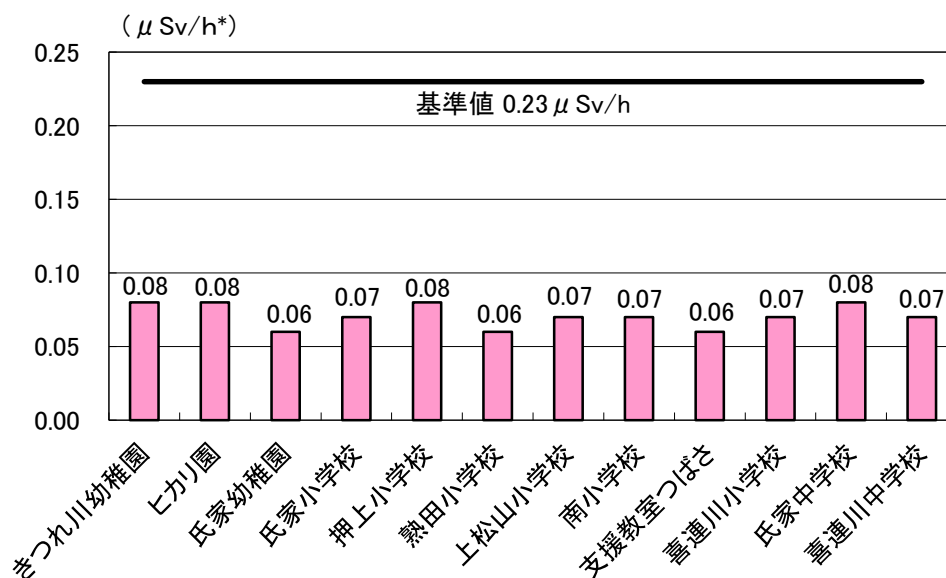
放射能を表す単位で、1 ベクレルは、放射性核種が 1 秒間に 1 回崩壊することを示します。ベクレルはあくまで放射線を出す元となる放射性核種の 1 秒間あたりの崩壊数を表すものであり、放射性物質の種類によって 1 回の崩壊で出てくる放射線の種類や数は異なります。

また、同じベクレルで表される放射能があったとしても、放射性物質と人体との間の距離、間にある遮蔽物の効果などにより、人が受ける被ばく線量は、異なります。

本市で実施している幼稚園・小中学校の空間放射線量測定結果と、水道水の放射性物質濃度の測定実施状況を示します。

本市では、このほかにも放射能汚染への対応のため、持ち込みによる食品の放射性物質簡易検査や学校給食の放射性物質濃度測定などを実施しています。

【平成 29 年度 幼稚園・小中学校空間放射線量測定結果】



※幼稚園は地上0cm、小学校は地上50cm、中学校は地上1mの値を表示。
 数値は環境放射線モニタ PA-1000Radi (ホリバ製) で測定した年間平均値を表示。
 測定は、平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月まで毎月 1 回実施した。

出典：さくら市

【平成 29 年度 水道水の放射性物質濃度測定実施状況】

	測定結果 (Bq/kg)		
	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
向河原浄水場	不検出	不検出	不検出
押上浄水場	不検出	不検出	不検出
野辺山浄水場	不検出	不検出	不検出
河戸浄水場	不検出	不検出	不検出
鹿子畑浄水場	不検出	不検出	不検出

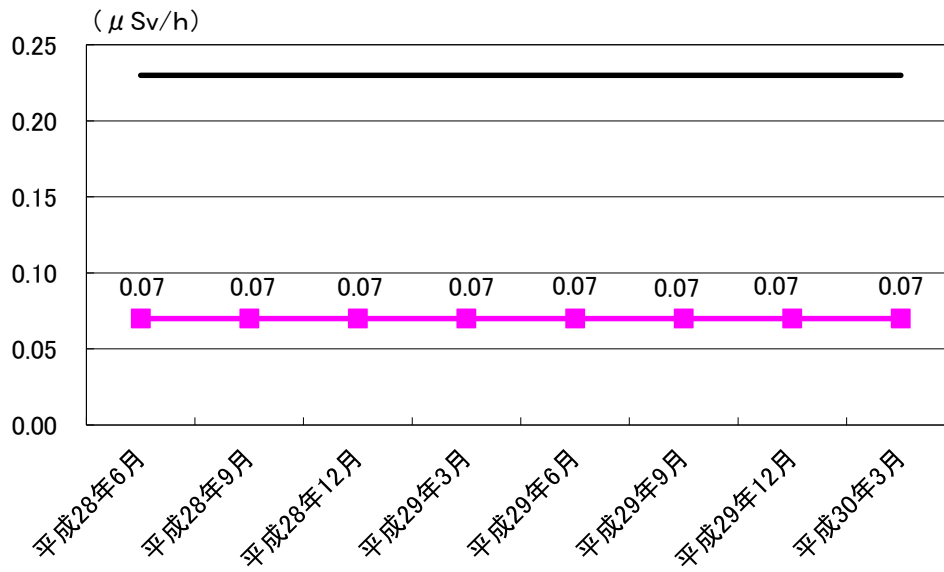
※数値は年間の最大値を表示。
 測定は、平成 29 年 4 月～平成 30 年 3 月まで年 4 回実施した。

出典：さくら市

*Sv (シーベルト)

人体が受けた放射線放射線による影響の度合いを表す単位で、Sv/h は 1 時間あたりに受ける放射線の量を表します。

【市内127箇所における空間線量測定結果の平均値の推移】



※地上1mの測定結果の平均地を表示。

機種名等：TCS-172B（日立アロカメディカル（株）製）

「測定結果」は1箇所でも10秒毎に5回測定した値の平均値（小数点第3位を四捨五入）

出典：さくら市

【平成29年度 井戸水の放射性物質濃度測定実施状況】

	測定結果 (Bq/kg)		
	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
松島公民館	不検出	不検出	不検出
早乙女公民館	不検出	不検出	不検出
氏家新田公民館	不検出	不検出	不検出
喜連川社会復帰促進センター	不検出	不検出	不検出
桜ふれあいの郷	不検出	不検出	不検出
清風園	不検出	不検出	不検出
箱森公民館	不検出	不検出	不検出
狭間田公民館	不検出	不検出	不検出
道の駅きつれがわ	不検出	不検出	不検出

出典：さくら市

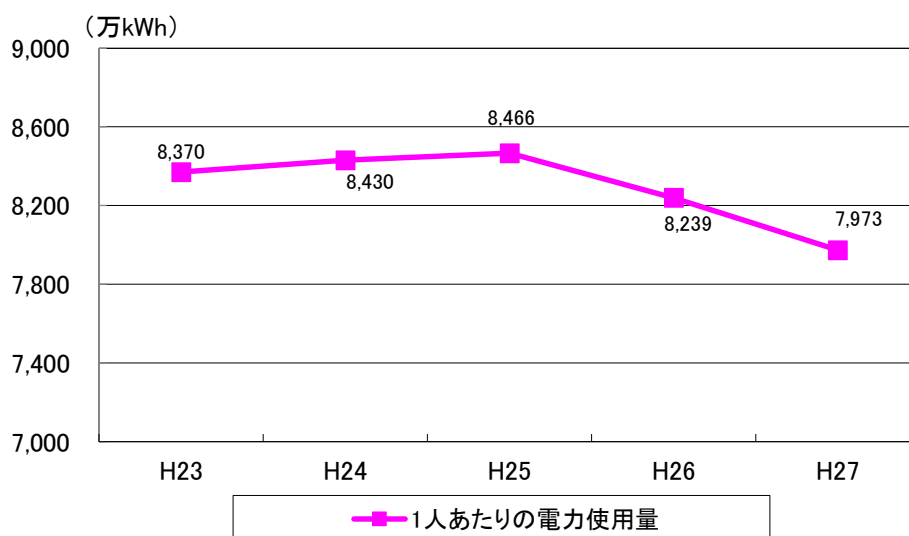
3. 地球環境の保全

3-1 地球温暖化防止をすすめるまちづくり

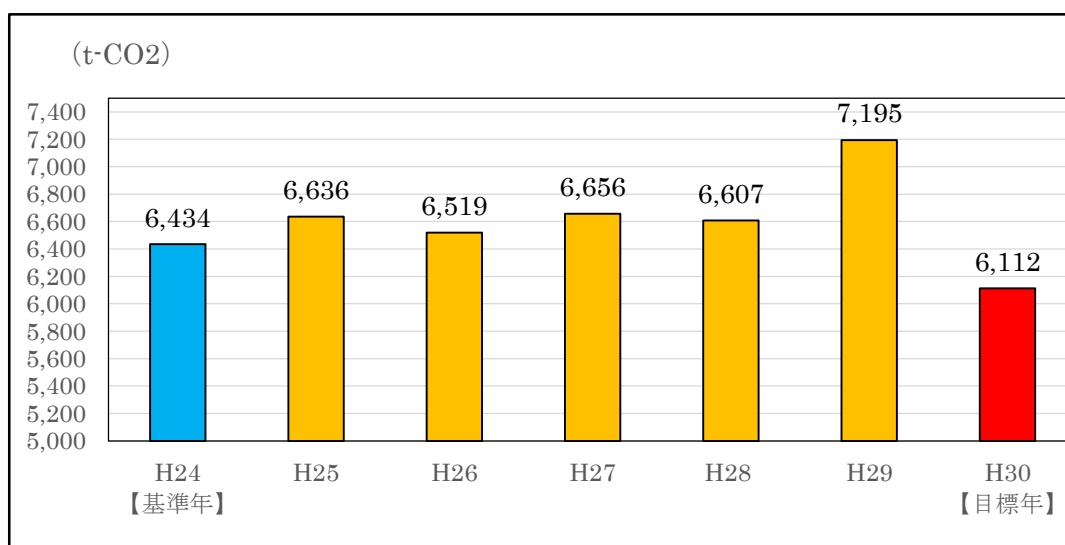
本市の市民 1 人あたりの年間電力使用量は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあるといえます。平成 23 年度は、東日本大震災の影響を受け大きく減少したため、翌年の平成 24 年度からは、増加に転じていますが、震災前の平成 22 年度よりは低い値となっています。

本市では、平成 26 年 3 月に「第 2 次さくら市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市役所の事務事業に伴って発生する平成 30 年度の温室効果ガスを平成 24 年度比で 5%削減することを目標に取り組んでいます。

【市民 1 人あたりの電力使用量の推移】



出典：さくら市



【市役所からの排出量 (t-CO2)】

出典：さくら市

①省エネルギー

(環境基本計画 50 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
市民1人あたりの電力 使用量	環境課	kwh	10,004	8,370	算出不能	8,200※	—

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

※市民1人あたりの電力使用量は、第1次振興計画後期基本計画の目標値を準用

「市民1人あたりの電力使用量」は、電力自由化に伴い電力使用量の算出が困難となっており、達成状況は比較不能としていますが、平成27年度には7,973kwhまで減少していました。

本市では、省エネルギーを推進するため、公用車への低公害車や低燃費車の導入を図るとともに、乗合タクシーなどの公共交通機関の利用促進を進めています。

また、庁内の事務事業において発生する温室効果ガス*を削減するため、平成26年3月に「第2次さくら市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

具体的な施策

○「第2次さくら市地球温暖化対策実行計画」の策定（環境課、財政課）

本市の事務事業において発生する温室効果ガスについて、道の駅や温浴施設などを含む本市全ての施設の合計で排出目標値を設定した「第2次さくら市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

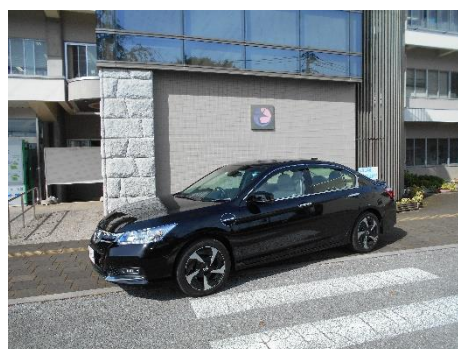
削減目標については、省エネ法*での低減目標値年平均1%を考慮し、平成30年度までに5%としています。

基準年度排出量、削減目標及び目標年度排出量については、以下のとおりです。

基準年度排出量（平成24年度）	6,434	(t-CO ₂ *)
削減目標	5%	322 (t-CO ₂)
目標年度排出量（平成30年度）	6,112	(t-CO ₂)

○公用車における低公害車、低燃費車の導入推進（財政課）

本市では、公用車における低公害車や低燃費車の導入を積極的に推進しており、これまでにハイブリッド車9台、EV*車1台を導入しました。



【ハイブリッドの公用車】

○公共交通機関の利便性の向上の推進（総合政策課）

公共交通機関の空白地を補完する目的で、氏家地区対象の「うじいえ乗合タクシー」、喜連川地区対象の「さくら市乗合タクシー」の運行を行っています。

また、赤字が続く民間バス路線に対しては、財政支援を行い、路線の維持を図っています。

公共交通機関の利便性を向上させることにより、少しでも自家用車からの転換が図られることで、エネルギー消費量の削減が期待されます。

○公共交通機関の利用促進のための啓発（総合政策課）

上記の乗合タクシーについて、市の広報紙・ホームページなどで利用を啓発しています。

平成 29 年度の実績は、氏家地区の延べ利用者数が 2,872 人で、1 便当たりの平均利用者数が 2.6 人、喜連川地区の延べ利用者数が 7,420 人で、1 便当たりの平均利用者数が 5.5 人でした。



【さくら市乗合タクシー】

*温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体です。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六フッ化硫黄の 6 物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

*EV

Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車と言います。近年、資源制約や環境問題への関心の高まりを背景に、電気自動車が注目を集めています。

*省エネ法

正式名称を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」といい、事業者全体のエネルギー使用量が一定規模以上の事業者に対して、定期報告書や中長期計画書などの提出を義務付けています。

* t-CO₂

地球温暖化につながる物質（温室効果ガス）は、二酸化炭素だけでなく、メタンなど数十種類以上存在するため、仮にそれらがすべて二酸化炭素だとした場合、どれくらいの量なのかを表す単位です。なお、排出量算出においては、基準年における地球温暖化対策に関する法律施行令に定める排出係数を使用しています。

②新エネルギー*の活用

(環境基本計画 52 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
太陽光発電システム設置補助件数	環境課	件	25	41	71	増加	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー)

本市では、新エネルギーの活用を図るため、住宅用太陽光発電システムやペレットストーブの設置に対する補助を行うほか、地域新エネルギー利用・促進モデル事業の創設や公共施設における新エネルギーの導入を進めています。

具体的な施策

○再生可能エネルギー導入支援制度の充実、太陽光発電設備設置補助（環境課）

本市では、再生可能エネルギーの導入を推進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行っています。

平成 28 年度の実績は、100 件、7,638,000 円で、平成 29 年度の実績は、71 件、5,442,000 円となっています。



○公共施設における新エネルギー導入の推進（環境課、財政課）

「市町村防災拠点施設再生可能エネルギー等導入支援事業」により、さくら市役所本庁舎へ設置した太陽光発電システムの平成 29 年度中の発電量は、30,434kwh となり、16.7t の CO2 削減となりました。



*新エネルギー

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」において、「新エネルギー利用等」として規定されており、「技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なもの」と定義されています。具体的には、太陽光発電、風力発電などの自然エネルギーや廃棄物による発電、熱利用や燃料電池などが該当します。

*再生可能エネルギー

名前のとおり、再生が可能なエネルギーのことで、常に一定量地球に降り注ぐ太陽のエネルギーなどが該当します。半永久的に利用できるのが特徴で、具体的には、風力、太陽光、水力、バイオマス及び波力などが該当します。

4. 環境教育の推進

東日本大震災を受け、節電などの意識が向上するなか、「環境リーダーの登録数」は、確実に増加しています。このような風潮を継続させるため、本市では、環境負荷軽減の市民へのPRやイベントなどの活動を続けています。

4-1 環境の大切さを学習し、市民・事業者・市が協働しているまちづくり

①環境情報の発信、共有、活用

(環境基本計画 55 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
環境情報に関する満足度	環境課	%	43.5	—	50.2	50	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

「環境情報に関する満足度」は、市民アンケートを実施した結果、50.2%でした。

本市では、「環境情報に関する満足度」を向上させるため、積極的に環境情報の発信を行っており、平成29年度は、広報紙へ延べ34回の環境情報を掲載しました。

②環境活動の推進

(環境基本計画 56 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
環境施策実施件数	環境課	件	33	35	44	増加	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能—)

本市では、関係部局が協力しあい、環境施策を積極的に実施しています。その年間実施数は確実に増加を続けています。

また、市内部の組織だけでなく、各種ボランティア団体や市民・事業者の代表とも協力し、様々な環境への取り組みを進めています。

具体的な施策

○環境学習に対する支援体制の整備（生涯学習課）

環境学習に対する支援体制を整備するため、生涯学習ボランティアや市職員・公共機関の職員による出前講座「でまえ学び塾」をまとめた「さくら市学びガイド」を作成し、新聞折込で各戸配布しました。なお、この中で環境に関連する講座は、自然分野で3講座、環境分野で2講座掲載して

います。



自然	5	ヤゴとのふれあい	トンボの羽化は観察しやすく感動的です。羽化しやすいヤゴを採取して提供します。ヤゴを家へ持ち帰って観察しましょう。オタマジャクシやタガメなど、田んぼの周りの生き物等も紹介します。	小学生	ペットボトル	いつでも	岡田 明 (松島)
	6	桜あれこれ	桜の種類や桜にまつわる楽しい話、桜の名所にする方法などについて話をしましょう。	どなたでも	不要	土・日曜日	折原 義司 (草川)
環境	7	水辺の生き物を調べよう	水の中の虫や魚などを捕まえて、名前や生態を調べます。捕まえた生き物の種類で水のきれいさもわかります。	小・中学生、 育成会・親子	魚捕り網、 バケツ、水 槽など	いつでも	上野 宜久 (松山)
	8	環境塾	身の回りにおきている環境問題について理解を深め、その対応策について考えましょう。	小・中学生	ご相談ください	ご相談ください	藤田 幸生 (櫻野)
環境	9	ディンプルアートカラー	ディンプルアートを一緒に楽しみませんか！お子様から大人の方まで手軽に楽しめるステンドグラス風ぬりえです。	どなたでも	700円~1,000 円程度(材料費)	いつでも (相談に応じます)	碓氷真知子 (金枝)

また、同ガイドには、会員を募集しているサークル・団体のページもあり、環境に関する団体は、以下の3団体を掲載しています。

環境	さくら市ごみ問題を考える会	EMぼかしを作り、これを使って自分の家の生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量に取り組んでいます。ぼかし作りは月1回会員に配布しています。布団・古衣の回収を年1回行っています。◆毎月第1土曜日 4月~10月：午前8時30分から 11月~3月：午前9時から ◆喜連川庁舎の東側 ◆一般成人	横田 昭子 090-7845-4747
	リサイクル教室(リピートゆう)	古くなった着物・帯・スカートなどを利用し、ブラウス、バッグ、ベストなど色々な物を作ります。現在会員は20名前後になり、皆で楽しい教室を続けられるよう頑張っています。◆毎週木曜日 午前10時~午後4時 ◆氏家公民館和室 ◆さくら市在住者(年齢不問)	五味田 キミ 682-5737
環境	さくら市林業振興会	林業技術の継承・向上のための研修会や視察・会員の山の育林状況視察と意見交換会(育林コンクール)、会員の後継者や一般市民向け(初心者)のチェーンソーの扱い方、立木の伐採講習会、森林に親しむ観察会や木工教室、林業の情報提供。 ◆年5~6回 ◆さくら市内中心 ◆会員・会員の後継者・一般市民	たかはら森林組合内 林業振興会担当 0287-43-0451

○「市民環境会議」の支援(環境課、商工観光課)

さくら市内で環境関係のボランティアに取り組む団体の活動報告及び意見交換会として「さくら市環境交流会」を開催し、「ゆめ! さくら博」での活動内容の紹介を支援しました。また、市民だけでなく、事業者の代表者も含め、「さくら市環境基本計画」にもとづく、市民・事業者の具体的取り組みの実施推進を図る「市民環境会議」を開催しています。



【さくら市環境交流会】

③環境リーダー等人材の育成

(環境基本計画 57 ページ)

目標値

主な目標	担当課	単位	基準 (H18)	中間 (H23)	実績 (H29)	目標	達成 状況
環境リーダー登録者数	環境課 生涯学習課	人	16	19	20	増加	○

(目標値に対して、順調○、横ばい△、悪化×、比較不能ー)

本市では、市民や事業者の代表が率先して環境行動を行う環境リーダーを増やすため、各種ボランティア団体などへの支援を行っています。でまえ学び塾の登録講師及び団体数と栃木県地球温暖化防止センター推進員の登録数を合わせた数を「環境リーダー登録者数」としています。

個人及び団体などの諸事情があるため、市が直接増減にかかわることは難しいですが、今後とも各種団体などへの支援を続けてまいります。

また、本市職員に対し、さくら市の自然環境に関する研修会を実施し、知識向上を図りました。



【自然環境に関する研修会】

具体的な施策

○市民団体等ボランティア組織情報の集約（生涯学習課）

集約した市民団体等ボランティア組織の情報は、でまえ学び塾の開催に活用しています。

平成 29 年度は、新たに 11 件の講座開設を受理しました。

○教職員に対する環境学習研修会への参加（学校教育課）

学校ごとに、それぞれの特色を活かした農業体験・緑化推進などに取り組んでおり、協力農家や緑化推進委員などの事前指導を受けています。



【自然観察会】

平成 29 年度 さくら市の環境

発行 平成 31 年 3 月 さくら市

編集 さくら市 市民福祉部 環境課
〒329-1392
栃木県さくら市氏家 2771 番地
電話 028-681-1126

